

千葉県長生健康福祉センター運営協議会運営要領

(設置の目的)

第1条 健康福祉センターに所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため、千葉県行政組織条例に基づき運営協議会を置く。

(名 称)

第2条 本協議会を千葉県長生健康福祉センター運営協議会（以下単に「協議会」という。）と称する。

(業 務)

第3条 本協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 健康福祉センター管内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項についてセンター長の諮問に応じて審議する。
- (2) 健康福祉センターの運営に関して必要あるときは意見を具申する。

(委員の委嘱)

第4条 本協議会は、30名以内の委員で組織する。

- 2 委員は次の各号に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 市及び町村の代表者
 - (2) 関係行政機関の代表者
 - (3) 医療関係団体の代表者
 - (4) 福祉関係団体の代表者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) その他の関係機関及び団体の代表者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬・旅費)

第6条 委員の報酬及び旅費については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」(昭和31年9月1日条例27号)により支給する。

(会長及び副会長)

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

(会 議)

第8条 協議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席の委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、長生健康福祉センターにおいて処理する。

(附則)

本要領は、平成23年10月27日から実施する。